

第1章 地域福祉の理解

第1節 「地域福祉」の言葉の意味

「だれもが住みなれた地域で、自分らしく幸せに暮らしたい」というのは、多くの人の願いではないでしょうか。

一方で、私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護に負担を感じたり悩んだりしている人、言葉や生活習慣の違いから暮らしにくさを感じている人など、なんらかの支援を求めている人がいます。

とくに近年、核家族化や少子高齢化*、地域のつながりの希薄化等が進行し、地域社会を取り巻く課題は日常的なものから深刻なものまで、複雑・多様化しています。

たとえば ひとり暮らしの認知症*高齢者の増加、核家族化による子育て・介護の負担増大、いじめ、不登校、虐待、DV、孤独死、自死（自殺）の増加、生活困窮、ひきこもり など

課題の中には、家庭や地域だけでは、また既存の制度やサービスだけでは解決がむずかしいものも少なくありません。こうした様々な課題を解決し、すべての人が安心できる地域をつくるためには、様々な担い手（市民・事業者・行政）が地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等（自助・共助・公助の役割分担）を考え、実行していくことが必要です。

「地域福祉」とは、このような考え方をもとに様々な担い手が協力し合い、だれもが住みなれた地域で、孤立することなくゆるやかなつながりを感じながら、安心して自分らしく暮らせる社会をめざすことをいいます。

三田市まちづくり基本条例（平成24年7月1日施行）

第7条 まちづくりにおける課題は、次の各号に掲げる手段によりその解決を図ります。

- (1) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。
- (2) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。
- (3) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。

自助

共助

公助

* 少子高齢化

出生数が減少し、総人口の中で高齢者人口の占める割合が、相対的に高くなっていくことをいう。高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合をいう。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」、21.0%以上で「超高齢社会」と言われる。

* 認知症

脳や身体の疾患を原因として記憶や判断力などの障害が起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。

第2節 三田市の地域福祉計画

1. 計画策定の背景

近年、国内において人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、社会・経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや雇用環境、さらに文化や価値観などが多様化し、地域社会においても家庭や人と人のつながりが希薄になるなど、支え合いや見守りの機能が弱くなり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっていることが懸念されています。

これらの影響により、孤独死や自死、虐待の増加等、私たちを取り巻く社会問題はますます深刻化しており、「制度の狭間」といわれるように、公的なサービスや制度だけでは対応できない課題が増えています。こうした課題に対応するために平成20年にまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（厚生労働省）」では、基本的な福祉ニーズは公的サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの対応を図るうえで、住民が主体的に関わり支え合いながら地域における「新たな支え合い」（共助）を進めるなどの考え方が示されました。

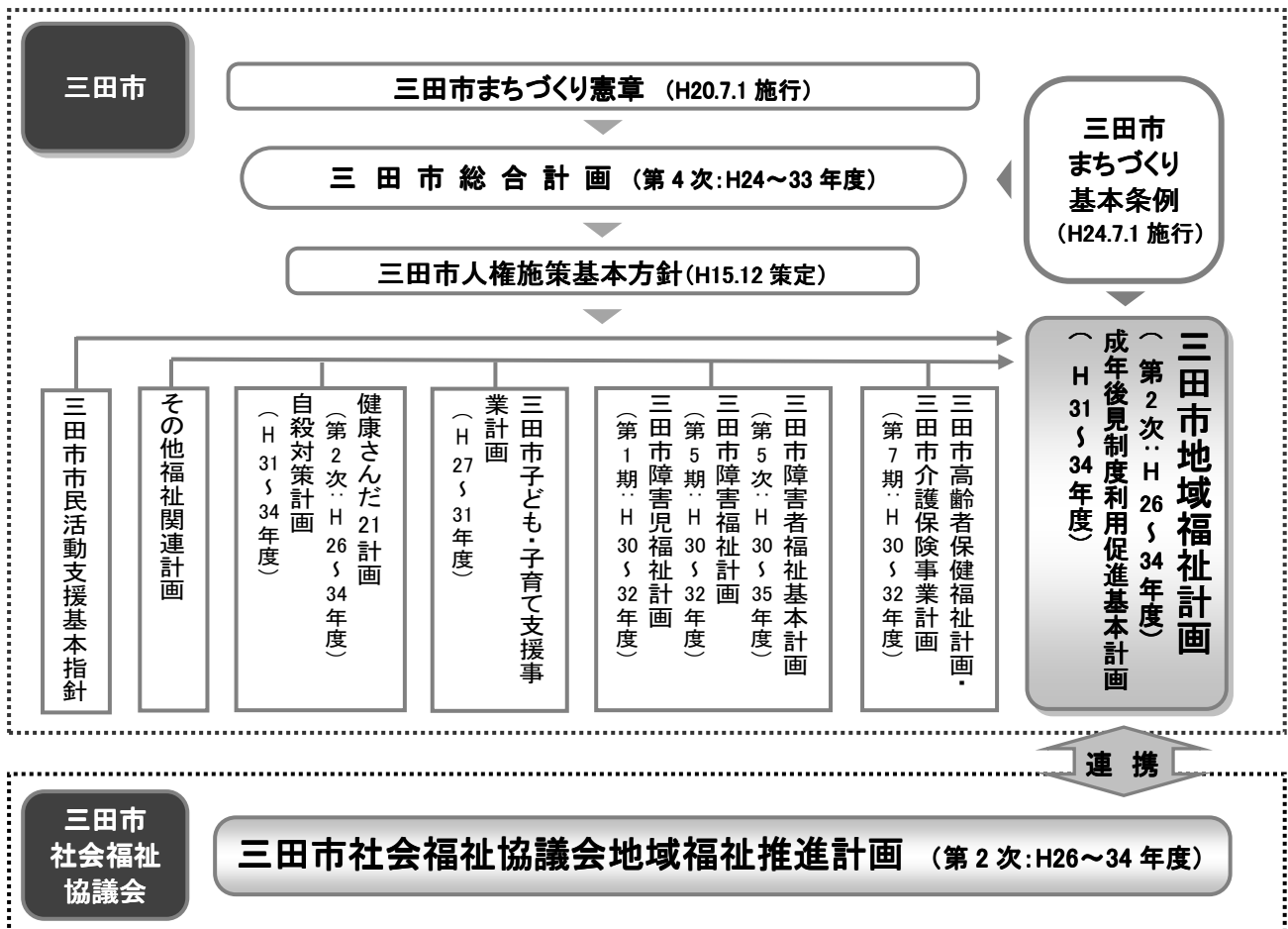
また、深刻な経済不況や東日本大震災の経験から、生活困窮者対策や災害時要援護者対策等が新たな課題として注目されていました。さらに国では、介護保険制度の改正や障害者総合支援法の成立、子ども・子育て関連3法の成立など、様々な福祉政策の見直しを進めてきました。

三田市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成17年に「三田市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの提供体制づくりなど、様々な施策を進めてきました。

このような背景を踏まえ、平成26年には、三田市における課題を再度整理し、市民・事業者・行政等が協力して課題解決のために取り組むことをめざし、「第2次三田市地域福祉計画」を策定しました。

平成30年度には、着実な推進を目的として計画の中間評価を実施し、社会背景の変化などを考慮した見直しを実施すると共に、成年後見制度利用促進基本計画を含有させました。

2. 計画の位置づけ



地域福祉計画とは

社会福祉法 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の行政計画です。福祉の総合計画ともいわれます。

地域福祉の様々な担い手（市民・事業者・行政等）の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念としくみをつくる計画です。

成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

地域福祉推進計画とは

法律上の規定はなく、社会福祉協議会等が策定する民間計画です。（社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。）

住民協議体である社会福祉協議会の使命である「住民主体」の原則のもと、地域の生活課題を解決するために、住民自ら様々な担い手と協力し合い地域福祉を実践するための行動計画です。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 34 年度までの9年間とします。

ただし、成年後見制度利用促進基本計画については、平成 31 年度から平成 34 年度までの4年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 「三田市健康福祉審議会（地域福祉部会）」の開催

計画は、地域福祉を推進するという目的の計画であるため、「三田市健康福祉審議会（地域福祉部会）」にて審議を行いました。

(2) 三田市市民意識調査の実施

三田市内に在住する満 20 歳以上の市民を対象に、地域付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識、福祉サービスの利用状況等の実態を把握するために市民意識調査を実施しました。

対象者数	不到着	実質配布数	回収数	有効回収数(率)
1,500 人	5 件	1,495 件	830 件	830 件(55.5%)

資料:「平成 24 年度三田市市民意識調査報告書」

対象者数	不到着	実質配布数	回収数	有効回収数(率)
3,000 人	3 件	2,997 件	1,439 件	1,439 件(48.0%)

資料:「平成 30 年度三田市市民意識調査報告書」

第3節 地域福祉計画の推進体制

1. 計画の進捗状況の管理・評価

計画は、高齢者や障害のある人、子どもなどを含むすべての市民を対象とすることから、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの様々な分野にわたります。

このため、市関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、計画に基づく施策を推進するため、進行管理を行うとともに、「三田市地域福祉審議会」において定期的に計画の進捗状況などの報告を行い、意見・提言・評価をいただくこととします。

2. 各主体の役割と連携

計画は、市民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが必要です。

市民

住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域のことをよく理解している住民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識を持つことが大切です。そうした意識のもと、地域住民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、また市民活動に参加することを通じてお互いに支え合い、助け合える関係を築くことをめざします。

市民活動には、地域コミュニティ*を中心によりよい地域づくりをめざす地縁型活動（区・自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員*等）と、福祉や健康などのテーマに応じた活動をするテーマ型活動（ボランティアやNPO*、当事者団体等）があります。地域福祉を推進するため、地縁型活動やテーマ型活動など対象を問わず、活動者同士が互いの良さを活かしてつながり、協働の取り組みを推進します。

* 地域コミュニティ

人が何らかの帰属意識を持ち、一定の連帯や支え合いの意識が働いている集団等をいう。特に、同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられる地縁型コミュニティを地域コミュニティという。

* 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童福祉法に基づき、児童委員を兼務する。三田市の区域担当民生委員・児童委員は218人、主任児童委員は10人である。（平成30年11月末時点の定数）

* NPO

民間非営利組織ともいい、行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のことをいう。平成10年に法人格を与えるなど、活動を支援するための特定非営利活動推進法が成立した。全国的には福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。

事業者

サービスの提供者として、サービスの質の確保、市民ニーズにもとづく新たなサービスの開発、市民への情報提供や相談、利用者の権利擁護[※]及び自立支援などに取り組みます。

また、市内のすべての事業者は、地域社会の一員として、地域課題に応じて市民や他事業者、行政と協働の取り組みを推進します。

行政

支え合いの地域づくりに向けた住民の主体的な活動を支援するとともに、住民が安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを行っていきます。

また、サービスや制度だけでは解決できない問題については、市民・事業者等と連携し、住民一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援ができる体制をつくります。

[※] 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症、障害のある人等に代わり、援助者が代理としてその権利行使を支援することをいう。